

『剣道を知る事典』ホームページにて修正一覧 2014/01/07

ページ	場所	行目	正	誤（下線または削除線）
65	本文	3	(全日本剣道連盟)	(全日本剣道連盟、 2007)
65	本文	14	(全日本剣道連盟)	(全日本剣道連盟、 2007)
85	本文	3	審判員には、 試合場 ごとに審判主任を置く	審判員には、 <u>コート</u> ごとに審判主任を置く
85	本文	6	係員 を配置することが必要である。	<u>スタッフ</u> を配置することが必要である。
97	本文	18	級位の具体的審査方法は、「 級位審査規則 」において定められ、実施されているが、	級位の具体的審査方法は、 <u>全剣連各加盟団体</u> において定められ、実施されているが、
97	下段コラム	1	初段 一級受有者で、 満13歳 以上の者	1 初段 一級受有者で、 <u>中学校2年生</u> 以上の者
100	本文	6	地方代表 団体	<u>加盟</u> 団体
100	本文	10	8月に東日本と西日本の地方都市で、	8月に東日本と西日本の地方都市で <u>それぞれ回ずつ</u>)
100	下段コラム		級位は 一級から三級 までと定められているが、 加盟団体が四級以下の級位を定めることを妨げてはいない。	級位は何級から何級までとは規定しておらず、 <u>各地域連盟</u> がそれぞれに定めている。
101	本文	11	全文削除	<u>(この方式は、今後再考される予定)</u>
101 ※以下すべての右記述	本文		[参考図書・資料]全日本剣道連盟『剣道・居合道・杖道 称号・ 段級位 審査規則・同細則』	[参考図書・資料]全日本剣道連盟『剣道・居合道・杖道 称号・ <u>段位</u> 審査規則・同細則』
134	本文	1	「 綿 」(わた)	「 <u>真綿</u> 」(ま わた)
135	本文	8	「 綿 」	「 <u>真綿</u> 」
137	本文	1	蜀江	<u>燭光</u>
188	本文	9	士学館(しがくかん)	士道館(しどうかん)
278	本文	1	兵法家伝書 柳生宗矩 著・渡辺一郎校注	兵法家伝書 <u>宮本武蔵</u> 著・渡辺一郎校注

		(誤)	(正)
10ページ	上段 6 行目	全日本剣道連盟は、剣道理念を	全日本剣道連盟は、剣道の理念を
17ページ	下段 3 行目	元立ちとなり、それぞれ33人の掛かり手と	元立ちとなり、33人の掛かり手と【「それぞれ」を削除】
23ページ	下段写真の左	(東京高師、1941、12卒)	(東京高師、1941卒)【「、12」を削除】
33ページ	上段14行目	および適正なる	および適法なる(昭和2年時点ではこの表記。戦後、「適正」と変更)
55ページ	上段左から4行目	その周知と普及を図っている。	一～三級の審査に採用している。
63ページ	下段イラスト	○裏(竹刀の右側)からの返し	裏(竹刀の右側)からの返し【「○」を削除】
65ページ	上段14行目	全日本剣道連盟、2007	全日本剣道連盟、2009
85ページ	上段 3 行目	審判員には、コートごとに審判主任を置くなどして	審判員は、試合場ごとに審判主任を置くなどして
97ページ	上段左から3行目	一級以下の級位制が設けられている。	一～三級の級位制が設けられている。
97ページ	上段左から2～3行目	級位の審査方法は、各加盟団体に任されているが、2009年10月に全面改正の予定である。	また、四級以下の級位を各加盟団体が定めることも、妨げられていない。
108ページ	下段18冊目	幕末期以降の演武性の伝統を受け継ごうと	幕末期以降の演武性の伝統を受け継ごうと【「を」を一つ削除】
134ページ	上段 1 行目	繊維製品(糸、木綿、毛氈@もうせん@、真綿@まわた@)、金属、竹、	繊維製品(糸、木綿、毛氈@もうせん@、綿@わた@)、金属、竹、
135ページ	上段 8 行目	また、真綿は、布団の中に使われ、含気性が非常に高く、	また、綿は、布団の中に使われ、含気性が非常に高く、
143ページ	上段 5 行目	その後、「ゼッケン」	その後、「タスキ」
188ページ	上段 2 行目	「中條流」「影流」「天真正伝香取神道流」「念流」	「中條流」「影流」「神道流」「念流」【「天真正伝」を削除】
197ページ		(追加する →)	なお、本付録の資料はすべて、平成21年3月現在のものです。
216ページ	上段最終行	1. 試合者が第17条2号ないし7号の行為をした場合には、	試合者が第17条2号ないし7号の行為をした場合には、
217ページ	上段	2. 第17条4号の場合、両者が相前後して、	② 第17条4号の場合、両者が相前後して、
		3. 第17条4号の場合、有効打突を取り消したときは、	③ 第17条4号の場合、有効打突を取り消したときは、
		4. 第17条5号の場合、その直後に相手が打突を加え、	④ 第17条5号の場合、その直後に相手が打突を加え、
219ページ	上段	1. 審判員は、主審1名、副審2名を原則とし、	審判員は、主審1名、副審2名を原則とし、
		2. 主審は、当該試合運営の全般に関する権限を有し、	② 主審は、当該試合運営の全般に関する権限を有し、
		3. 副審は、旗を持って有効打突および反則などの表示を行い、	③ 副審は、旗を持って有効打突および反則などの表示を行い、
272ページ	下段 5 冊目	下島一	下島=一【「=」は、「稚」の下に「子」の字】
226ページ	規則	(追加する →)	6. この規則(一部改訂)は平成21年4月1日から施行する。
228ページ	下段	判定を宣告するとき	1. 判定を宣告するとき
		「判定」	1. 「判定」
		同右	1. 同右

		判定勝ちしたとき	2. 判定勝ちしたとき
		「勝負あり」	2. 「勝負あり」
		上げた旗を下ろす	2. 上げた旗を下ろす
			この2項目の間の罫線を削除する
229ページ	下段 [分かれ]	つば（鏢）競り合いがこうちやく（膠着）したとき	1. つば（鏢）競り合いがこうちやく（膠着）したとき
		「分かれ」	1. 「分かれ」
		両旗を前方に出す	1. 両旗を前方に出す
		継続させるとき	2. 継続させるとき
		「始め」	2. 「始め」
		両旗を下ろす	2. 両旗を下ろす
			この2項目の間の罫線を削除する
240ページ	見出し	○審判員の移動・交代要領	削 除
259ページ	中段 1行目	優勝 桜井哲史（日本）	優勝 桜木哲史（日本）
274ページ	下段 6項目	念流馬庭代々記無名子稿本	念流馬庭代々記
		綿谷雪	無名氏稿本・綿谷雪編

以上、訂正してお詫び申し上げます。